

令和2年秋の全国交通安全運動埼玉県実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和2年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

3 統一行動日

9月25日(金) 歩行者保護の日・飲酒運転根絶の日

9月30日(水) 自転車の交通事故防止の日・交通事故死ゼロを目指す日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

(1) 全国重点

- ① 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(2) 埼玉県重点

横断歩道における歩行者優先の徹底

(3) 市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

(1) 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、子供を始めとする歩行者の安全確保と自転車利用者への交通ルール周知、安全利用の徹底を促進する。

- ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底と安全確保
 - ・ 道路横断中の安全確認や信号の遵守、夕暮れ時や夜間の反射材着用など歩行者自身の安全意識向上のための啓発
 - ・ 学校や家庭における子供や高齢者の歩行中の事故の特徴を踏まえた交通安全教育、指導の推進
 - ・ 通学路等の子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底と安全利用の促進
 - ・ 交差点における信号や一時停止の遵守と安全確認、交通ルール遵守の徹底
 - ・ 車道左側通行の原則、歩道を通行する場合の徐行と歩行者優先の徹底
 - ・ 全ての自転車利用者に対する自転車損害保険等の加入徹底
 - ・ 自転車用ヘルメットの幼児・児童の着用徹底と全ての自転車利用者の着用の促進

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

自動車と歩行者の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、ドライバーへの歩行者保護意識の向上を図るとともに、高齢運転者による重大事故を防止するための啓発、自動車乗員の被害軽減を図るシートベルトの着用促進を図る。

- ア 運転者の交通ルール遵守の徹底等
 - ・ 交通ルールの遵守、特に横断歩道での歩行者優先の徹底など歩行者への思いやりのある運転の呼びかけ
 - ・ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性、「ながら運転」の罰則強化の周知
- イ 高齢運転者の交通事故防止
 - ・ 加齢に伴う身体機能等の変化が運転に及ぼす影響などの啓発の推進
 - ・ セーフティ・サポートカーの普及啓発
 - ・ 安全な運転に不安のある運転者等に対する相談窓口の利用促進、自主返納支援施策の周知
- ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - ・ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト等着用徹底の呼び掛け

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

秋口における日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には交通事故が多発する傾向にあることを周知するとともに、飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等の防止を呼び掛ける。

- ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ・ 反射材等の着用の促進
 - ・ 早めのライト点灯及び自動車のハイビームの積極的な活用の推進
- イ 飲酒運転等の防止
 - ・ 飲酒運転の悪質性、危険性を踏まえた啓発、飲食店等における酒類提供禁止の徹底
 - ・ 路上寝込み等による交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知

ウ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- ・ いわゆる「あおり運転」創設の周知、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転の推進
- ・ ドライブレコーダーの普及促進に向けた広報啓発

《埼玉県重点：横断歩道における歩行者優先の徹底》

交通事故死者のうち歩行者の占める割合が高いことから、ドライバーの歩行者保護意識を向上させる必要があるが、信号機のない横断歩道において横断しようとしている歩行者がいる場合に横断歩道手前で停止する自動車の割合が低い実態がある。埼玉県では、ドライバーが常に歩行者への思いやりの意識を保持し、横断歩道における歩行者の優先が徹底されるよう、周知を図る。

- ・ 信号機のない横断歩道での歩行者優先の交通ルール周知、啓発の推進
- ・ 「ひし形標示」など横断歩道の早期発見のための事項の周知と思いやりやゆとりのある運転の促進

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

＜自動車の運転者＞

- ・ 子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 横断歩道等を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者等がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯させ、夜間の対向車・先行車がない状況では、走行用前照灯（ハイビーム）を積極的に使用しましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォン、携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」は悪質な犯罪です、絶対にやめましょう。
- ・ 「あおり運転」の被害や万が一の交通事故に備え、ドライブレコーダーを活用しましょう。

＜自転車の運転者＞

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。
- ・ 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。

- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、いわゆる「あおり運転」は絶対にやめましょう。
- ・ 安全のためにも、幼児、児童には必ず乗車用ヘルメットを着用させ、大人、特に高齢者も積極的に着用しましょう。
- ・ 自転車に乗る場合は、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。

<高齢者>

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「セーフティ・サポートカー」の利用を検討しましょう。
- ・ 運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

<家庭>

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段通行する道路等の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 子供が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を徹底させ、高齢者が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットの着用を勧めましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された「セーフティ・サポートカー」の利用や運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 「ながらスマホ」、「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒運転やいわゆる「あおり運転」の悪質性・危険性について話し合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないよう、帰宅方法についてあらかじめ計画しましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」はやめ、常に周りに注意を払うよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対にしないよう指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、職員に子供と高齢者の行動特性等を理解させ、子供、高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を指導しましょう。
- ・ 飲酒の機会があるときは、事前に飲酒運転は絶対にしないよう、タクシーや運転代行の利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて職員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後に道路上でのふらつき、寝込み等で事故にあわないよう、参加者で声を掛け合いましょう。
- ・ 二日酔い等による飲酒運転を防止するため、アルコール検知器を活用しましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう職員に指導しましょう。
- ・ いわゆる「あおり運転」が新たに創設され、厳しい処分があることを周知し、絶対にしないよう指導しましょう。

<地域>

- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校等が密接に連携し、地域ぐるみで子供を見守る活動を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

<事業者>

- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。

<飲食店等>

- ・ 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ 運転者が飲酒していることがわかった場合は、タクシーや運転代行を利用させるよう徹底しましょう。